

【資料】事務事業の見直しの考え方

補助金を含む事務事業の在り方については、厳しい財政状況を勘案することはもちろんであるが、財政状況が許したとしても県民全体からいただいた税金が財源であるという認識の下、県が関与すべき分野や守備範囲であると納税者に対して説明が可能なことが必要である。したがって、以下の基本的な視点から、県が関与すべきもの以外は原則として廃止し、何らかの関与が必要なものについても、成果重視の立場から整理・合理化する。

1 基本的な視点

以下のキーワードで事務事業の優先順位を極力明確化する必要がある。

- ① **必要か**
対象が減少したり、固定化するなど県民全体のニーズが薄れた事務事業
- ② **妥当か**
国・市町村・民間・NPO・県民といった主体との役割分担、費用分担の観点から県が行う妥当性が薄れてきた事務事業
- ③ **有効か**
社会情勢の変化等に応じて、費用対効果が低下して来たり、効果が不透明になっている事務事業。県が関与することで、かえって自立性を阻害する事務事業
- ④ **公平・公正か**
特定の者、団体、地域だけが対象であり、類似の対象と比較して、一方にだけ有利に働いたり、広く県民全体に受益が及ばない事務事業。
- ⑤ **効率・簡素か**
零細な補助金、類似の補助金、同一の者に対する補助金など、効果に比して事務コストのかかる事務事業。
- ⑥ **緊急・優先か**
限られた財源を効果的に活用するため、他に比して、緊急優先度合いが劣る事務事業

2 廃止の考え方

- 施策の浸透、普及等により、事業目的が達成されたもの
- 社会経済情勢の変化等により、事業効果が薄れているもの
- 一定期間事業を継続しても目的が十分達成されないなど、事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの
- 受益と負担の関係から、本来、国、市町村、民間等で負担すべきものであり、県負担が適当でないもの
- 県が関与することにより、かえって自立性を阻害してしまうもの
- 小額又は低率補助であり、事務コストに比して事業効果が薄いもの
- 補助よりも融資等への転換により、費用対効果の最適化が図られるもの
- 対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの
- その他、行政が関与すべき範囲を超えていると認められるなど、「公益上の必要性」から不適当なもの

3 整理・合理化の考え方（補助金）

- 公益性が高い活動に対する経費負担的な補助金にあっても、補助事業者との役割分担の度合いに応じた補助率、補助対象の見直し
- 社会経済情勢の変化等に応じて、応分の負担を求めることによる見直し
- 各種団体に対する補助金は、次の視点による縮減
 - ・ 剰余金の活用、受益者負担の導入など自主財源の確保
 - ・ 人件費を補助対象とするものは、補助対象業務に応じた合理的な補助対象経費の積算
 - ・ 県に準じた経費削減による補助対象経費の削減
- 補助率が1/2を超えるものは、原則として1/2以下へ引き下げ
- 零細な補助金、類似目的の補助金、同一の者に対する補助金については、事務コストを踏まえた見直し
- 計画に基づくものについては、社会経済情勢の変化等に応じた計画規模の縮減、計画期間の延長等による単年度事業費の縮減
- 終期が設定されていない補助金についてはプラン期間内の終期を設定

VI 財政改革プランの推進に当たって

1 県民、市町村、各種団体等との情報共有

財政改革プランを着実に推進するためには、県民の皆様や市町村、各種団体等の御理解と御協力を得る必要があります。財政改革への取組みは、県民の皆様などの痛みを少なからず伴うものであり、そのため、「情報共有」をキーワードに、御理解を深めていただくための情報発信に継続して取組み、さらには御意見、御提案を積極的に伺ってまいります。

2 職員の意識改革

財政改革を成し遂げていくためには、職員一人ひとりが、財政改革の必要性とこのプランが目指すべき方向性を十分に認識することが最も重要となります。また、職員意識においても、右上がりといった予算の拡大志向から脱却し、限られた財源の中で最大限の効果を達成していくよう、「施策の選択と重点化」を進めていく中で、「あれもこれも」という視点から「あれかこれか」への意識転換を進めます。

さらには、政策の立案段階から十分ニーズを見極めるとともに、前例や既成の概念にとらわれず、知恵と工夫を凝らしながら積極的に問題を提起し、新たな政策を提案していこうという方向での意識改革、自主自立の青森県づくりに向け新たな課題に積極果敢にチャレンジする姿勢を強めるよう努めてまいります。

3 プランの推進・点検体制

財政改革プランを着実に実行していくため、全庁横断的な組織である「青森県財政改革推進会議」において進行管理を行います。

また、毎年度、第三者機関である「青森県行政改革推進委員会」へ財政改革プランの推進状況を取りまとめの上報告するとともに、県民の皆様に公表します。

4 雇用・地域経済への対応

現在の厳しい経済状況を踏まえた場合、雇用・地域経済への対応という観点からの検討は欠かせないものであり、財政改革と雇用・地域経済という二つの課題解決を同時に進めることが求められている状況にあります。

県では、今後、国の支援制度等との連携を密にしながら、限られた財源を可能な限り「雇用刺激型」にシフトさせるとともに、新たに創設する施策の重点枠を最大限活用して、新しい産業・雇用の創出や産業構造の転換を図り、地域経済の活性化と雇用対策に取り組めます。

また、投資的経費の規模をバブル期前の水準まで引き戻すこととしていますが、県で

は地元建設業者の受注機会確保の観点から、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮しながら可能な限り分離・分割発注に努めるとともに、県外建設業者と県内建設業者との共同企業体方式を推進してまいります。さらには、「青森県建設産業ビジョン」等の策定・実施を通じて、建設産業の構造改革の支援等を行い、その影響を最小限にとどめる方策に努めます。

5 財政改革プラン推進期間中における課題

この財政改革プランを策定するに当たって設置された民間有識者からなる「財政改革推進委員会」からの報告書では、数値目標とともに、「歳出削減のみちすじ」として、

- ・ 予算編成・執行システムの改革
- ・ 人件費、公共事業及び補助金の削減についての手順・手法、視点、制度にわたる新たな方策や見直し
- ・ 財政再建の進行管理、財政危機の再発防止

といった点についても提言されています。

報告書が重視する「透明化、公平さ」、「住民目線での事業選択・絞り込み」、「官民の役割分担の再設計（民営化・外部化・協働化）」については、今後の財政改革プランの推進に当たっての視点として取り込んでいく必要があります。

県としてはこれまでも、平成13年11月に改定した「青森県行政改革大綱」において、「県の役割の明確化」と「県民の視点による改革」に留意して取り組むことを行政改革の基本的考え方の一つと位置づけ、政策マーケティングシステムや事務事業評価システムの導入、県民との協働を推進するための「県民と行政のパートナーシップ推進ビジョン」や、外部資源の活用による減量・効率化を目指した「民間委託等の推進に関する基本指針」を策定してまいりました。

今回、財政改革推進委員会から示された課題についても、予算編成の透明性を高めるための取組みや、部局の主体性をより生かした仕組みの導入等により、その成果を県民視点で予算編成に反映させるよう努力してまいります。

おわりに

本県財政の生命線とも言える地方交付税は、国の交付税特別会計における巨額の借入等によって維持されていますが、今後の財政構造改革の進展等に伴い、削減傾向が強まることが懸念されます。もちろん、国の改革では地方分権時代にふさわしい地方財政基盤の確立を基本に据えるべきであり、単なる地方への負担転嫁や行政サービスに支障をきたすような不十分な財源確保に終わることは許されません。

しかし同時に、本県においても、受益と負担の関係を踏まえつつ、徹底した行財政の簡素・効率化により、健全で機動的・弾力的な財政構造を構築していく必要があります。

このため、県としても、県民の皆様は県財政のすべてを公表し、県民の皆様ご自身が県財政の主役であることを再認識していただくことによって、県財政を、県民の皆様から遠く離れたものではなく、むしろ身近なものであり、県民自身のお金の使い方・負担の仕方の問題であるという見方をしていただけるような努力をしていきたいと考えます。

そして、県民の皆様ご自身が負担する貴重な「税金」と、将来世代に負担を納得してもらえらる程度の「借入金（県債収入）」の範囲内で支出を行うという基本に立ち返り、事務事業の点検に当たっては、納税者の皆様から御納得いただけるような支出であるか、という観点から徹底して見直しを図り、また、必要な支出に対しては、税負担をはじめ、県民の皆様はそのための負担を御納得いただけるよう努力していく必要があると考えています。

このため、「納税者である県民自身とその将来世代のもの」に他ならない「県財政」を、「県民の財政」と位置づけ、「財政改革プラン」を着実に推進していきたいと思えます。

納税者である県民の皆様と将来世代への責任を果たすという視点・目線での青森県の再生・新生に向けた取組みであることに、改めて御理解をいただき、御協力をお願いいたします。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭